

周南市『総合事業訪問介護』 サービスコード表

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位		
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合				1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位		日割の場合 ÷ 30.4日		39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合				2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位		日割の場合 ÷ 30.4日		77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合				3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位		日割の場合 ÷ 30.4日		123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算		-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算					1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算					1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算					1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算					1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算					1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算					1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算				200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)				100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50単位加算	50	1回につき	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の	245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の	182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の	145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の	139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の	121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の	118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の	76/1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- 令和7年4月1日から新設されます。
- 令和7年3月31日で廃止されます。